

乾めん類の日本農林規格

制	定	昭和61年6月9日農林水産省告示第911号
改	正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改	正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改	正	平成6年3月1日農林水産省告示第435号
改	正	平成6年8月9日農林水産省告示第1131号
改	正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改	正	平成8年4年4日農林水産省告示第424号
改	正	平成9年2月17日農林水産省告示第248号
改	正	平成10年7月22日農林水産省告示第1074号
改	正	平成16年6月18日農林水産省告示第1190号
最	終	平成21年4月9日農林水産省告示第485号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、乾めん類に適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
乾 め ん 類	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 2 1に調味料、やくみ等を添付したもの
干 し そ ば	乾めん類のうち、そば粉を使用したものをいう。
干 し め ん	乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。
調 味 料	直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。
や く み	ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。
そば粉の配合割合	食塩以外の原材料に占めるそば粉の重量の割合をいう。

(干しそばの規格)

第3条 干しそばの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
食 味	調理後の食味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。	同左
め 外 観 ん	1 色沢及び形態が良好であること。	同左

		2 切損がほとんどないものであること。	
	そば粉の配合割合	50 %以上であること。	40 %以上であること。
	原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩	同左
異	物	混入していないこと。	同左
内	容 量	表示重量に適合していること。	同左

2 使用する小麦粉の灰分は、600度燃焼灰化法により測定して0.8%以下のものであることとする。
（干しめんの規格）

第4条 干しめんの規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準	
食	味	前条第1項の規格の食味の上級の基準と同じ。	
め ん	外 観	前条第1項の規格の外観の上級の基準と同じ。	
	原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 小麦粉 2 でん粉 3 食用植物油（めん帯又はめん線に塗付する場合に限る。） 4 食塩 5 抹茶及び粉末野菜
		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 着色料（長径が1.7mm未満に成形したものに装飾用として加える場合に限る。） アカキャベツ色素、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、コチニール色素、シソ色素、ベニバナ赤色素及びベニバナ黄色素のうち3種以下 2 めん質改良剤 酢酸でん粉
異	物	前条第1項の規格の異物の上級の基準と同じ。	
内	容 量	前条第1項の規格の内容量の上級の基準と同じ。	

2 使用する小麦粉の灰分は、600度燃焼灰化法により測定して0.4%以下のものであることとする。

附 則（昭和61年6月9日農林水産省告示第911号）

- 1 この告示は、昭和61年7月9日から施行する。
- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定により格付けを行う乾めん類の格付けについては、昭和62年6月9日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号）

- 1 この告示は、昭和64年1月9日から施行する。
- 2 平成3年6月30日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、第1から第49までに掲げる日本農林規格により行う格付けについては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成2年9月29日農林水産省告示第1225号）

- 1 この告示は、平成2年10月29日から施行する。
- 2 平成3年6月30日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、第1から第80までに掲げる日本農林規格により行う格付については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成6年3月1日農林水産省告示第435号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年8月9日農林水産省告示第1131号）

この告示は、平成6年9月9日から施行する。

附 則（平成6年12月26日農林水産省告示第1741号）

- 1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、1から84までに掲げる日本農林規格により行う格付については、なお従前の例によることができる。

改正文・附則（平成8年4月4日農林水産省告示第424号）抄

- ① 平成8年5月7日から施行する。

（経過措置）

- 52 平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される果実飲料、即席めん類、キャンデー、ウスターソース類、炭酸飲料、うに加工品、うにあえもの、特殊包装かまぼこ類、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、さくらんぼ砂糖づけ、アイスクリーム類、果実かん詰及び果実びん詰、トマト加工品、しょうゆ、野菜かん詰及び野菜びん詰、ハム類、豆乳類、めん類等用つゆ、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、調理食品缶詰及び調理食品瓶詰、マーガリン類、乾めん類、ジャム類並びにレトルトパウチ食品の格付については、なお従前の例によることができる。

改正文・附則（平成9年2月17日農林水産省告示第248号）抄

- ① 平成9年3月17日から施行する。
- ② 平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される農林物資について、1から75までに掲げる日本農林規格により行う格付については、なお従前の例によることができる。

改正文（平成10年7月22日農林水産省告示第1074号）抄

平成10年8月21日から施行する。

附 則（平成16年6月18日農林水産省告示第1190号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示の施行の日から起算して1年2月を経過した日までに行われる乾めん類の格付については、この告示による改正前の乾めん類の日本農林規格の規定の例によることができる。

附 則（平成21年4月9日農林水産省告示第485号）

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の乾めん類の日本農林規格により格付の表示が付された乾めん類については、なお従前の例による。

（最終改正の施行期日）

平成21年4月9日農林水産省告示第485号については、平成21年5月9日から施行する。